

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）、同施行令（昭和35年政令第259号）及び同施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「府令」という。）並びに電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「規則」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）及び国立大学法人大分大学放射線安全管理規程（平成16年規程第103号。以下「安全管理規程」という。）第20条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）における放射性同位元素等の取扱いを規制し、附属病院内外の放射線障害の防止及び安全の確保について必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素等とは、放射性同位元素、放射性同位元素が装備された装置（以下「照射装置」という。）、放射線発生装置（1メガ電子ボルト未満のエックス線を発生する装置を除く。）、診療用放射線照射装置及び器具（以下「照射器具等」という。）、放射性同位元素によって汚染された物及び放射化物をいう。
- (2) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素とは、省令第24条第8号に規定する放射性同位元素をいう。
- (3) 放射線施設とは、附属病院の放射性同位元素等の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- (4) 管理区域とは、府令第1条第1号、規則第3条第1項及び第3項及び省令第30条の16第1項に規定する附属病院の区域をいう。
- (5) 総括管理者とは、学長をいう。
- (6) 放射線施設の責任者とは、附属病院の放射線部長をいう。
- (7) 事業所とは、附属病院をいう。
- (8) 業務従事者とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、放射線業務従事者として、業務従事者名簿に登録されたものをいう。

## 第2章 管理組織

### (管理)

第3条 病院長は、附属病院の放射線障害の防止に関する業務を管理する。

- 2 放射線施設の責任者は、当該放射線施設を放射線障害の防止に関する法令に定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。
- 3 病院長及び放射線施設の責任者は、放射線障害の防止に関し、第5条に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。
- 4 附属病院における放射線障害の防止に関する組織は、別表のとおりとする。
- 5 学長は、法第36条の2の規定により、主任者に定期講習を受けさせなければならない。

### (放射線安全管理委員会)

第4条 附属病院の放射線障害の防止に関する重要事項は、安全管理規程第4条の規定により、国立大学法人大分大学放射線安全管理委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

### (主任者等)

第5条 放射線障害の防止について必要な指導監督を行わせるため、附属病院に主任者を置き、

主任者となる資格を有する者のうちから病院長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 主任者の職務を補佐させるため、放射線取扱副主任者を置くことができるものとし、主任者となる資格を有する者のうちから病院長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 主任者が出張、病気その他の事故により職務を行うことができないときは、その期間中その職務を代行させるため、主任者となる資格を有する者のうちから主任者の代理者を病院長の推薦に基づき、学長が任命するものとする。

#### (主任者等の職務)

第6条 主任者は、関係法令及びこの規程の定めるところにより、次の各号に掲げる職務を行い、放射線障害の発生の防止に努めなければならない。

- (1) 放射線障害防止対策の立案及び調査に参画すること。
- (2) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査に関すること。
- (3) 放射性同位元素等の取扱い等の確認並びに施設、帳簿及び書類等の検査に関すること。
- (4) 第3条第3項の意見の具申に関すること。
- (5) 法及びこの規程の実施のための助言、勧告及び指示に関すること。
- (6) 事故及び危険時の対策及び措置に関すること。
- (7) その他放射線障害の防止に関し、必要な事項に関すること。

- 2 主任者の代理者は、主任者の職務を代行しなければならない。

#### (管理室)

第7条 附属病院に放射線障害の防止に関する業務を行うため、放射線管理室（以下「管理室」という。）を置く。

- 2 管理室に、放射線管理室長（以下「管理室長」という。）を置く。
- 3 管理室長は、放射線施設の責任者を補佐し、放射線管理業務を掌理する。
- 4 管理室長は、病院長の推薦に基づき学長が任命する。

#### (管理区域の責任者)

第8条 第2条第3号に掲げる管理区域ごとに責任者を置き、それぞれ担当する管理区域における放射線障害防止のための必要な措置を行う。

- 2 管理区域の責任者は、放射線施設の責任者の推薦に基づき病院長が指名する。

#### (放射線施設の維持管理)

第9条 管理区域の責任者は、当該管理区域の施設設備の保全の状態、保護具、放射線測定器等の点検を年2回以上行い、その結果を所定の様式により、放射線施設の責任者に報告しなければならない。

- 2 施設管理課長は、放射線施設の給排水設備、給排気設備等の点検を年2回以上行い、その結果を所定の様式により、放射線施設の責任者に報告しなければならない。
- 3 放射線施設の責任者は、前二項の報告により放射線施設に異常が生じ、又はそのおそれがある場合には、直ちに必要な措置を講じるものとする。
- 4 放射線施設の責任者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間における当該放射線施設の放射性同位元素及び放射化物の保管量及び放射線管理の状況（1メガ電子ボルト未満のエクソ線を発生する装置に係るものを除く。）について、府令第39条第3項に規定する放射線管理状況報告書を作成し、病院長に報告しなければならない。

#### (業務従事者の登録)

第10条 放射性同位元素等の取扱いをしようとする者は、所属若しくは主担当部局等の教授又は診療科長等を経て業務従事者として、委員会に登録申請をしなければならない。

- 2 委員会は、前項の申請があった場合は、第21条に規定する教育及び訓練を実施し、第22条に規定する健康診断を受診させ、適当と認められる者を業務従事者として業務従事者名簿に登録するとともに、放射線業務従事者手帳を交付するものとする。
- 3 名簿に登録されていない者は、放射線業務に従事し、又は管理区域に立ち入ることができな

い。ただし、見学等の目的で管理室長の許可を得て、一時的に立ち入る場合は、この限りでない。

4 放射性同位元素等を使用しなくなった者及び業務上管理区域に常時立ち入る必要のなくなった者は、放射線業務従事者登録取消届（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

#### （業務従事者の義務）

第11条 業務従事者は、法令及び国立大学法人大分大学の内部規則に定める作業上の基準に従い、放射線による被ばく及び環境の汚染をできる限り少なくするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理区域に立ち入るときは、放射線業務従事者手帳を管理区域の責任者に提示し、許可を得ること。
- (2) 管理区域に掲示された注意事項及び管理室長の指示に従うこと。
- (3) 管理区域に立ち入るときは、個人被ばく線量計を装着すること。
- (4) 管理区域に必要以上とどまらないこと。
- (5) 適切なしゃべいを行うこと等により被ばく線量が最少になるよう努めること。
- (6) 経験の少ない者は、単独で作業をしないこと。

### 第3章 放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄

#### （密封されていない放射性同位元素の使用）

第12条 業務従事者は、密封されていない放射性同位元素を使用する場合は、放射線施設責任者の管理のもとに、前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、使用上の基準に従い行わなければならない。

- (1) 管理区域においては、所定の作業衣、ゴム手袋及び専用の履物を使用し、これを着用して管理区域外に出ないこと。
- (2) 作業中に汚染のおそれのあるときは、直ちに汚染の有無を検査し、汚染があれば除去又は脱衣等の処置をとること。ただし、汚染の除去が困難なときは、管理室長に報告し、指示を受けること。
- (3) 管理区域においては、飲食、喫煙、化粧等、放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 管理区域から退出するとき又は器具等を搬出するときは、汚染の有無を点検し、必要に応じて汚染の除去を行い、除去が困難なときは、管理室長に連絡して、その指示に従うこと。
- (5) 放射性同位元素を使用した者は、その都度、使用した放射性同位元素の種類及び使用量等の記録を行うこと。
- (6) 廃棄物は、定められた容器に保管廃棄すること。

#### （照射装置の使用）

第13条 業務従事者は、照射装置を使用する場合は、放射線施設責任者の管理のもとに、第11条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、使用上の基準に従い行わなければならない。

- (1) 管理区域の責任者の使用許可を得ること。
- (2) 照射装置から放射性同位元素を取り出さないこと。
- (3) 照射中は、作業室の出入口又はその付近の見やすい場所に照射中であることを標示すること。
- (4) 照射装置に異常が生じたときは、使用を中止し、直ちに管理室長に連絡しその指示に従うこと。
- (5) 照射装置に備付けの説明書の注意事項を厳守すること。
- (6) 照射装置を使用した者は、その都度機器の使用時間等の記録を行うこと。

#### （放射線発生装置の使用）

第14条 業務従事者は、放射線発生装置を使用する場合は、第11条に規定するもののほか、

次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、使用上の基準に従い行わなければならない。

- (1) 管理区域の責任者の使用許可を得ること。
  - (2) 照射中は、作業室の出入口又はその付近の見やすい場所に照射中であることを標示すること。
  - (3) 定められた方向以外に照射しないこと。
  - (4) 管理区域の境界における漏えい線量が、外部放射線に係る線量を超えないように照射を行うこと。
  - (5) 放射線発生装置を使用した者は、その都度、装置の使用時間等の記録を行うこと。
  - (6) 運転休止中の作業は、室内の汚染を検査し安全を確認した上で行うこと。
- 2 放射線発生装置の使用に伴い、発生した放射化物の取扱いについては、汚染の拡大防止措置を講ずるとともに被ばく線量の低減に努めなければならない。

(照射器具等の使用)

第15条 業務従事者は、照射器具等を使用する場合は、第11条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守するとともに、使用上の基準に従い行わなければならない。

- (1) 照射器具等を使用したときは、その都度、器具の使用時間等の記録を行うこと。
- (2) 照射器具等を使用したときは、紛失等を防止するため、適切な措置を講ずるものとする。

(保管)

第16条 放射性同位元素を保管する場合は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素は、所定の貯蔵施設に貯蔵すること。
- (2) 貯蔵施設の扉、ふた等外部に通じる部分には、錠その他閉鎖のための設備又は器具を取付け、放射性同位元素の盗難予防に実効のある措置を講ずること。
- (3) 照射器具は、所定の場所に格納すること。
- (4) 放射性同位元素は、その種類及び量に応じて、それぞれ所定の容器に入れて貯蔵すること。
- (5) 照射装置は、線源を装備した状態で保管すること。
- (6) 放射性同位元素を貯蔵施設から持ち出そうとするときは、管理室長に申出てその許可を受けること。
- (7) 前号の規定により貯蔵施設から持ち出した放射性同位元素は、使用后、直ちに第4号に規定する貯蔵方法により収納し、その旨を管理室長に報告すること。
- (8) 放射化物の保管は、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。
  - ア 放射化物は容器に入れ、放射化物保管設備において保管すること。
  - イ 放射化物が大型機械等であってこれを容器に入れることが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための措置を講ずるときは、放射化物保管設備において保管すること。

(運搬)

第17条 管理区域内において放射性同位元素等を運搬する場合は、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

- 2 附属病院内外において放射性同位元素等を運搬する場合は、前項に規定する措置を講ずるほか、運搬上の基準に従い、あらかじめ主任者の許可を得て行わなければならない。

(廃棄)

第18条 放射性同位元素又は放射性同位元素若しくは放射化物によって汚染された物を廃棄する場合は、次の各号に掲げる方法によって処理しなければならない。

- (1) 廃棄しようとする物の物理的及び化学的性状に従い、それぞれ所定の廃棄基準に従って廃棄すること。

- (2) 固体状の廃棄物は、所定の廃棄施設に保管廃棄すること。ただし、腐敗しやすい物は、凍結又は乾燥処理して保管廃棄すること。
- (3) 液体状の廃棄物は、廃棄施設に保管廃棄すること。ただし、二次洗浄液等の低濃度の放射性廃液は所定の排水設備に貯留し、減衰、希釈等により、排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下にして排水すること。
- (4) 気体状の放射性廃棄物は、できる限り固体又は液体の状態にして、前二号の方法により処理すること。この場合において、固体又は液体の状態とすることが著しく困難なときは、管理室長の指示により、排気設備により、排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
- (5) 廃棄物を収納した容器は、廃棄物の内容を明示し、標識をつけて所定の保管廃棄設備に置くこと。
- (6) 廃棄するときは、その都度、廃棄する者の氏名、日時、種類、数量等必要事項を所定の用紙に記載すること。
- (7) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（Cu-64を除く。）及びそれによって汚染された物は、他の物の混入を防止し、又は付着しないよう封及び表示を行い、所定の期間を超えて管理区域内において保管することにより、放射性同位元素等とすることなく、一般医療廃棄物として廃棄することができる。
- (8) 放射化物の保管廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、放射線発生装置から取り外された後、速やかに払い出される場合は、この限りでない。
  - ア 放射化物は、所定の容器に入れ、保管廃棄設備において保管廃棄すること。
  - イ 放射化物が大型機械等であってこれを容器に入れることが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための措置を講ずるときは、保管廃棄設備において保管廃棄すること。

#### 第4章 測定

##### (場所についての測定)

- 第19条 管理室長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を別に定める測定項目及び測定の方法について行わなければならない。この場合において、放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うものとする。
- 2 空気中の放射性同位元素濃度の測定は、第1種作業環境測定士が行なうものとする。
  - 3 管理室長は、前項の測定の結果が線量限度を超えるおそれのある場合は、遅滞なく使用制限その他放射線障害の発生を防止するため必要な措置を講じ、かつ、その結果を主任者及び放射線施設の責任者を経て、病院長及び学長に報告しなければならない。
  - 4 管理室長は、第1項による測定の結果を所定の用紙に記録し、1年ごとに閉鎖して、これを5年間保存しなければならない。

##### (個人被ばく線量についての測定)

- 第20条 管理室長は、管理区域に立ち入った者について、被ばく線量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を測定記録簿に記入しなければならない。
- 2 測定は、原則として外部被ばく線量について、放射線測定器を使用するものとし、測定が困難であるときは計算によりその値を算出するものとする。
  - 3 前項の測定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
    - (1) 胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については1センチメートル線量当量）について測定しなければならない。
    - (2) 頭部及びけい部、胸部及び上腕部並びに腹部及び大たい部の部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部又は上腕部（女子は腹部及び大たい部）以外である場合には、当該部分についても測定しなければならない。
    - (3) 外部被ばくが最大となるおそれのある部分が前号の部分以外の部分である場合には、前2号の測定のほか当該部分について70マイクロメートル線量当量について測定しな

なければならない。ただし、中性子線については、この限りでない。

- 4 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定しなければならない。
- 5 管理室長は、第1項の測定結果の集計並びに測定結果に基づく実効線量及び等価線量の算定を4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行うものとする。
- 6 管理室長は、第1項の測定結果並びに前項の集計及び算定の結果を所定の用紙に記録し、法令等で定める必要な期間保存するものとする。
- 7 管理室長は、前項の記録の都度、記録の写しを対象者に交付するものとする。

## 第5章 教育及び訓練

(教育及び訓練の実施)

- 第21条 委員会は、管理区域に初めて立ち入る者及び取扱等業務に初めて従事する者に対し、それぞれ立ち入る前及び従事する前に、次の各号に掲げる項目及び時間数について教育及び訓練を実施するものとする。
- (1) 放射線の人体に与える影響 30分間
  - (2) 放射性同位元素等の安全取扱 4時間
  - (3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令 1時間
  - (4) 放射線障害予防規程 30分間
  - (5) その他必要と認める事項 委員会が別に定める時間
- 2 委員会は、管理区域に立ち入った者及び取扱等業務に従事した者に対し、1年を超えない期間ごとに、前項各号に掲げる項目について、教育及び訓練を実施するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目について十分な知識及び技能を有していると認められる者及び継続して診療用X線装置（1メガ電子ボルト未満X線を発生する装置）のみを扱う者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。
- 4 管理室長は、第10条第3項ただし書の規定により管理区域に一時的に立ち入る者に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施するものとする。
- 5 委員会は、第1項及び第2項に規定する教育及び訓練の結果を記録し、法令等で定める必要な期間保存するものとする。

## 第6章 健康診断

(健康診断の実施)

- 第22条 学長は、附属病院の業務従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前、及び管理区域に立ち入った後は法令等で定める期間を超えない期間ごとに健康診断を実施しなければならない。
- 2 第1項の規定にかかわらず、管理区域に立ち入った者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なくその者に健康診断を行うこと。
- (1) 放射性同位元素を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。
  - (2) 放射性同位元素によって表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染が容易に除去することができないとき。
  - (3) 放射性同位元素によって皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれがあるとき。
  - (4) 業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし、又はそのおそれがあるとき。
- 3 前項各号に規定する健康診断は、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 健康診断は、国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年規程第27号）に規定された産業医（以下「産業医」という。）が行う。
  - (2) 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。
  - (3) 問診は、放射線の被ばく歴の有無及び被ばく歴を有する者については、作業場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況について行うものとする。

- (4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について産業医が必要と認める場合に行うものとする。
- ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
  - イ 皮膚
  - ウ 眼
  - エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
- (5) 産業医は、健康診断の結果を所定の用紙に記録し、法令等で定める期間保存する。
- (6) 産業医は、対象者に対し、健康診断の結果を記録し、その都度、記録の写しを交付するものとする。

(健康診断の結果)

第23条 産業医は、健康診断の結果に基づき、放射線障害を受け、又は受けたおそれがある者を発見した場合は、その障害の程度に応じて次のように区分し、保健指導等必要な措置を講じ、主任者に報告しなければならない。

- (1) 要注意 放射線施設への立ち入り時間を短縮する必要がある者
- (2) 要制限 放射性同位元素等の取扱作業を制限する必要がある者
- (3) 要療養 療養の必要がある者

2 主任者は、前項に規定する健康診断の結果に所要の意見を付して、病院長及び学長に報告しなければならない。

## 第7章 記帳及び保存

### (記帳及び保存)

第24条 管理室長は、次の各号に掲げる事項を記録する帳簿を備え、これに所要事項を確実に記載しなければならない。

- (1) 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素及び放射化物の種類及び数量
- (2) 放射性同位元素及び放射化物の受入れ又は払出し年月日及びその相手方の氏名又は名称
- (3) 放射性同位元素及び放射化物の使用、保管、廃棄に関する事項
- (4) 事業所の外における放射性同位元素及び放射化物の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- (5) 照射装置、放射線発生装置及び照射器具等の使用に関する事項
- (6) 放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関する事項
- (7) 第21条の教育及び訓練に関する事項
- (8) 第9条に規定する施設の点検の実施年月日、結果及び点検者並びに点検に伴う措置に関する事項
- (9) その他放射線障害の防止に関する必要な事項

2 前項の帳簿の様式は別に定める。

3 帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う廃止日等に閉鎖し、閉鎖後は必要な期間保存しなければならない。

## 第8章 危険時の措置

### (緊急時及び災害時の措置)

第25条 地震、火災その他の災害により、放射線障害が発生した場合又は放射線障害が発生するおそれがある場合は、次の各号により、応急の措置を講じなければならない。

- (1) 緊急の事態を発見した者は、災害の拡大防止に努めるとともに、主任者及び国立大学法人大分大学防火管理規程（平成16年規程第62号）に定める防災センターに通報すること。
- (2) 主任者は、前号の規定に基づく通報を受けたときは、次の措置をとるものとする。
  - ア 災害の防止に努め、状況に応じて消防署、警察署、保健所その他の関係機関に通報す

ること。

イ 放射線施設の内部にいる者及びこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。

ウ 放射線障害を受けた者及び受けたおそれがある者がいるときは、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

エ 放射性同位元素による汚染が生じた場合は、速やかに、その広がり防止及び除去を行うこと。

オ 放射性同位元素等を他の施設に移動する余裕があるときは、必要に応じて安全な場所に移動し、所要の標識を付し、警戒区域を定め、見張り人を配置し関係者以外の立入りを禁止すること。

2 主任者は、災害による被害及び応急措置の状況を、速やかに病院長及び学長に報告しなければならない。

3 前二項にかかわらず、地震、火災等の災害が発生した場合には、災害時の連絡通報体制に従い、あらかじめ指定された者が必要な項目について点検を行い、その結果を、主任者を經由して病院長及び学長に報告しなければならない。

4 前項に規定する災害時の連絡通報体制、あらかじめ指定された者及び必要な点検項目については、別に定める。

(事故時の措置)

第26条 放射性同位元素等に関し、次の各号に掲げる事態が発生した場合は、発見者は遅滞なく、その旨を主任者に届出なければならない。

(1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じたとき。

(2) 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物が異常に漏えいしたとき。

(3) 管理区域に立入った者が実効線量限度若しくは等価線量限度を超えて被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。

(4) 放射線障害が発生したとき。

2 主任者は、前項の届出を受けた場合又は自ら前項各号に掲げる事態を発見した場合は、必要な措置を講じた後、速やかに病院長及び学長に報告しなければならない。

(届出等)

第27条 学長は、第9条第4項に規定する放射線管理状況報告書を当該期間経過後3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 学長は、法第12条の8に規定する施設検査を受けなければならない。

3 学長は、法第12条の9に規定する定期検査を受けなければならない。

4 学長は、法第12条の10に規定する定期確認を受けなければならない。

5 学長は、第25条第2項及び第3項並びに第26条第2項の報告を受けたときは、直ちに関係機関に通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会、国土交通大臣及び労働基準監督署に届出なければならない。

6 学長は、前条第2項の報告を受けたときは、その旨を直ちに原子力規制委員会及び労働基準監督署その他関係機関に、その状況及びそれに対する措置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

## 第9章 雑則

(標識等)

第28条 放射線施設の責任者は、放射線施設に法令に定める標識を付けるほか、所要の注意事項を掲示して、放射線障害の防止に努めるものとする。

(事務)

第29条 附属病院の放射線障害の防止に関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(その他)



第30条 この規程に定めるもののほか、附属病院の放射線障害の防止に関し必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年医学部規程第1-9号）

この規程は、平成18年5月24日から施行し、この規程による改正後の大分大学医学部附属病院放射線障害予防規程は、平成17年6月1日から適用する。

附 則（平成19年医学部附属病院規程第1-9号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年医学部附属病院規程第1-2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年医学部附属病院規程第1-1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年医学部附属病院規程第1-3号）

この規程は、平成23年12月27日から施行する。

附 則（平成24年医学部附属病院規程第1-1号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院規程第1-5号）

この規程は、平成26年9月8日から施行し、この規程による改正後の大分大学医学部附属病院放射線障害予防規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年医学部附属病院規程第1-4号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。



様式第 1 号（第 1 0 条関係）

放射線業務従事者登録取消届

年 月 日

殿

所属又は主担当・職名

氏 名

印

登 録 番 号

大分大学医学部附属病院放射線障害予防規程第 1 0 条第 4 項の規定により、放射線業務従事者の  
取消しを届けます。